

## 令和5年度個別接種奨励金に係るQ & A

### 【確認事項】

○時間外、夜間、又は休日に接種体制を用意していることの要件は、Q1及び【時間外、夜間、休日の要件について】（5ページ以降）をご確認ください。

### 【個別接種奨励金の内容及び対象について】

Q1 交付対象期間及び交付要件は。

Q2 「診療所」と「病院」の分類はどのようになるか。

Q3 Q1で示された金額は、消費税を含むか。

Q4 予診のみ行った方は対象となるか。

Q5 高齢者施設等への接種（巡回接種）は対象となるか。

Q6 高齢者施設等に臨時の診療所を開設して接種を行った場合は対象となるか。

Q7 職域接種は対象となるか。

### 【診療所・病院に共通する要件に関するもの】

Q8 1日及び1週間の考え方はどのようになるか。

Q9 24時を跨いで連続した接種を行った場合の接種日はいつになるか。

Q10 要件にある「4週間以上」は連続していなければならないか。

### 【診療所の要件に関するもの】

Q11 「週100回以上の接種を4週間以上」を達成した場合、その週の1回目の接種から対象となるか。

Q12 「週100回以上の接種を4週間以上」を達成した場合、達成できなかった週の実績は対象となるか。

Q13 病院が医療機関以外の場所において個別接種を行う目的で診療所開設許可申請を行った場合、当該場所における接種は、交付対象となるか。

### 【申請書及び添付書類について】

Q14 法人が複数の診療所を有する場合、申請は法人で1申請となるのか、又は、各診療所での申請となるのか。

Q15 電子メールに予診票（診療録）のデータを添付して提出することは可能か。

Q16 予診票（診療録）の写しについて、両面印刷や集約印刷をしたものでもよいか。

### 【時間外、夜間、休日の要件について】

Q18 医療機関の標榜する診療時間とはなにか。

Q19 「時間外」、「夜間」、「休日」にかかる接種体制は、いつ、どの程度の日数で実施する必要があるか。

Q20 要件の「時間外、夜間、又は休日に接種体制を用意していること」とは具体的にどのようなことか。

Q21 届け出した診療日や診療時間以外に、臨時の休診日や休診時間を設けている場合、臨時の休診日や休診時間に実施した接種は「時間外」の対象となるか。

Q22 接種医療機関に複数の診療科がある場合、標榜する診療時間はどのようになるか。

Q23 要件（時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意）を設定する理由は。

Q24 個別接種奨励金の要件を満たしているが、申請書に交付金額が表示されない。

Q25 「自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合」とは具体的にどのようなことか。

○ 最終ページに「追加要件の診療時間の取扱いについて（具体例）」を記載しています。

## 【個別接種奨励金の内容及び対象について】

### Q1 交付対象期間及び交付要件は。

#### 【交付対象期間】

- ・第1クール（5・6月分）：令和5年5月1日（月）から令和5年7月2日（日）まで
- ・第2クール（7・8月分）：令和5年7月3日（月）から令和5年9月3日（日）まで
- ・第3クール（9・10月分）：令和5年9月4日（月）から令和5年11月5日（日）まで
- ・第4クール（11・12月分）：令和5年11月6日（月）から令和5年12月31日（日）まで
- ・第5クール（1・2月分）：令和6年1月1日（月）から令和6年3月3日（日）まで

※ 県が実施した令和4年度奨励金が、令和5年度については一部の奨励金のみ市町村事業として実施します。

#### 【交付要件】

	交付要件	交付対象	交付額
1	週100回以上の接種をそれぞれの期間中に4週間以上行う場合 この場合において、週100回以上の接種を行ったそれぞれの週のうち、少なくとも1日は、時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意（※）していること。	診療所	週100回以上の接種をした週における接種回数に対して、2,000円/回

※ 「時間外、夜間または休日」の定義は以下のとおり。なお、「接種体制を用意」には、医療機関で接種体制を用意することのほか、自治体の集団接種会場等への医療従事者派遣を行っている場合を含む。

時間外：当該医療機関の標榜する診療時間以外の時間

夜間：18時以降（医療機関の診療時間に関わらない）

休日：日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日。

なお、令和5年12月29日、30日及び31日並びに令和6年1月2日及び3日は、休日として取り扱う。

加えて、土曜日も休日として取り扱う。（医療機関の診療日に関わらない。）

### Q2 「診療所」の分類はどのようになるか。

医療法により下記のとおり分類されます。

【診療所】患者を入院させるための施設を有しないもの又は19人以下の患者を入院させるための施設を有するもの。

### Q3 Q1で示された金額は、消費税を含むか。

接種費用ではないため、消費税の対象ではありません。Q1の金額のとおり交付します。

### Q4 予診のみ行った方は対象となるか。

予診のみ行った方は対象となりません。接種を行った方のみ対象となります。

予約受付したものの、キャンセルされた場合等も同様です。

**Q 5 高齢者施設等への接種（巡回接種）は対象となるか。**

個別接種であれば巡回接種も対象となります。

**Q 6 高齢者施設等に臨時の診療所を開設して接種を行った場合は対象となるか。**

個別接種であれば対象となります。

交付要件に該当する場合、臨時で開設した診療所単位で申請を行います。

**Q 7 職域接種は対象となるか。**

被接種者が外部の医療機関に出向いて接種を受ける場合は、対象となる場合があります。詳細は「診療所用申請書付表（2/2）」又は「病院用申請書付表（2/2）」を確認願います。

**【診療所・病院に共通する要件に関するもの】**

**Q 8 1日及び1週間の考え方はどのようになるか。**

1日は0時から24時までとします。1週間は月曜日から日曜日とします。ただし、令和5年8月の最終週は、~~8月28日（月）から8月31日（木）までを1週としてカウントすることになります。~~

**Q 9 24時を跨いで連続した接種を行った場合の接種日はいつになるか。**

1日の考え方は0時から24時ですが、24時を跨いで連続した接種を行った場合は、24時以前の日の接種とします。

（例）7月1日午後9時から7月2日午前1時まで連続した接種を行った場合

→ 接種日はすべて7月1日とする。

**Q10 要件にある「4週間以上」は連続していなければならないか。**

連続している必要はありません。

**【診療所の要件に関するもの】**

**Q11 「週100回以上の接種を4週間以上」を達成した場合、その週の1回目から対象となるか。**

1回目の接種から回数分まで対象となります。

なお、申請書（エクセル）の集計は列の「週の回数区分」欄で行っており、週の接種回数の合計で自動入力されます。

**Q12 「週100回以上の接種を4週間以上」を達成した場合、達成できなかった週の実績は対象となるか。**

対象となりません。

**Q13 病院が医療機関以外の場所において個別接種を行う目的で診療所開設許可申請を行った場合、当該場所における接種は、交付対象となるか。**

診療所として、交付申請を行うことが可能です。

ただし、病院の実績と合算はできませんので、診療所の実績のみ申請願います。

### 【申請書及び添付書類について】

**Q14 法人が複数の診療所を有する場合、申請は法人で1申請となるのか、又は、各診療所での申請となるのか。**

法人単位での申請はできません。各診療所での申請となります。

**Q15 電子メールに予診票（診療録）のデータを添付して提出することは可能か。**

不可です。

予診票等は、必ず紙に印刷し、郵送で提出願います。

**Q16 予診票（診療録）の写しについて、両面印刷や集約印刷をしたものでもよいか。**

片面印刷したものを提出願います。

### 【申請書の作成について（Excel入力等に関するもの）】

**Q17 申請書の「金融機関コード」又は「支店コード」が表示されない。**

シート名「②振込口座情報」の（サ）金融機関名、（シ）支店名について、下記の【確認事項】を確認し、修正願います。

コードが表示されない場合でも、申請書の「金融機関名」及び「支店名」が正しく表示されていれば、そのまま提出いただいて差し支えありません。

#### 【確認事項】

- ・英、カナが「全角」で入力されているか。
- ・「支店」、「営業部」、「出張所」等が正しく選択されているか。C列16行目【金融機関名確認】の文字列が正しいものになるよう選択願います。
- ・金融機関及び支店名等が分割して入力されているか。  
（例）七十七銀行の場合：「C列：七十七」、「D列：銀行」と入力願います。
- ・コピーしたファイル、シート又はスプレッドシートを使用していないか。

### 【時間外、夜間、休日の要件について】

**Q18 医療機関の標榜する診療時間とはなにか。**

東北厚生局等へ届け出ている時間とし、この時間については「みやぎのお医者さんガイド」などで確認いたします。（URL：<https://miyagioishasan.pref.miyagi.jp/>）

**Q19 「時間外」、「夜間」、「休日」にかかる接種体制は、いつ、どの程度の日数で実施する必要があるか。**

① 週100回以上の接種をそれぞれの対象期間内に4週間以上行った場合

当該回数の接種を行った週のうち、少なくとも1日において、時間外、夜間又は休日のいずれかの時間帯で接種体制を用意していたことが必要となります。

なお、時間外、夜間に接種可能な接種体制を用意した上で、結果的に時間外や夜間の時間帯において接種がなかった場合も、当該時間帯以外での接種により要件となる接種数を満たしていた場合には対象となりますが、別途、接種体制を用意していたことがわかる資料等を提出いただく予定です。

また、時間外、夜間又は休日のいずれかで接種をしている場合、通常の診療時間内に行った接種も回数に計上して差し支えありません。

(例)「休日」に該当する日曜日に、毎週接種体制を用意していた場合、日曜日以外の接種も回数として計上する。

**Q20 要件の「時間外、夜間、又は休日に接種体制を用意していること」とは具体的にどのようなことか。**

ワクチン接種の予約段階等から、時間外、夜間、又は休日に接種が可能な体制を取っていることをいいます。

「接種体制を用意」には、時間外、夜間又は休日において、自身の診療所で接種体制を用意することのほかに、自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合を含むものとします。

上記の取扱いは、時間外・夜間または休日に医療従事者を派遣した場合でも、時間外・夜間または休日の接種への取組の要件を満たすこととするものであって、自治体の集団接種会場等での接種を自身の医療機関の接種回数に計上するものではありません。

なお、時間外、夜間について、当初に予定していた接種時間がずれ込み、偶発的に時間外・夜間の時間帯に接種することとなった場合は該当せず、予約受付などの段階において当該時間帯に受け入れているなど、当初から接種可能な体制を取っている必要があります。

※ 上記の取扱いは接種費用の時間外及び休日の接種に対する加算の考え方とは異なるためご留意願います。

**Q21 届け出した診療日や診療時間以外に、臨時の休診日や休診時間を設けている場合、臨時の休診日や休診時間に実施した接種は「時間外」の対象となるか。**

対象となりません。

**Q22 接種医療機関に複数の診療科がある場合、標榜する診療時間はどのようになるか。**

ワクチン接種は特定の診療科に属するものではないため、接種医療機関全体の診療時間を標榜する診療時間とします。

ただし、予診を行える医師が在籍しない診療科（歯科等）は除きます。

**Q23 要件（時間外、夜間または休日にかかる接種体制を用意）を設定する理由は。**

新型コロナワクチンの追加接種については、特に10代から30代の若年層の接種率が低い状況です。接種を希望する当該世代が接種を受けやすくするための環境整備の一環として、日中の合間時間や、一般的な企業等の勤務時間以外の時間帯である平日の18時以降、土日祝日等における接種環境の拡充について、医療機関のご協力を求めるためです。

**Q24 個別接種奨励金の要件を満たしているが、申請書に交付金額が表示されない。**

申請書の「時間外等の接種体制の有無」欄の該当日に「○」が入力されているかご確認願います。接種回数の要件を満たしている場合でも、「○」が入力されていない場合は反映されません。また、時間外等の接種体制を用意した場合、「時間外、夜間または休日における接種体制報告書（別記様式2）」を併せてご提出願います。

		(日)	(月)	(火)	(水)	(木)	(金)	(土)	週の接種回数	週の回数区分	週のうち、時間外等の接種体制の実施
※本様式において「時間外等」は、時間外その他、夜間・休日指す。		10/2	10/3	10/4	10/5	10/6	10/7	10/8			
時間外等の接種体制の有無							○				
接種回数（予診のみを含めない）	職域以外						100		100	100回以上	実施
接種回数（予診のみを含めない）	職域										

**Q25 「自治体の集団接種会場等へ医療従事者を派遣した場合」とは具体的にどのようなことか。**

医療機関が自治体の集団接種会場等に、自身の医療機関の診療時間外、夜間又は休日に医療従事者を派遣したことを指します。派遣の有無については、自治体との契約書や依頼文書等により確認させていただきます。

なお、医療機関に勤務する者が個人で、又は派遣会社等を通じて自治体の集団接種会場で従事した場合は該当しません。

【個別接種奨励金の要件に関する接種時間の取扱いについて(具体例)】

- (例)・月、火、木曜日(祝日を除く)は9時から20時まで診療(12時から15時は休診)
- ・水、土曜日(祝日を除く)は午前診療、午後休診
- ・金、日曜日、祝日は終日休診

		曜日											時間												
		10		11		12		13		14		15		16		17		18		19		20 (時)			
医療機関の 標榜時間	月・火・木	診療(9:00~12:00)				休診(12:00~15:00)				診療(15:00~20:00)															
奨励金の取 扱い	月・火・木	通常(9:00~12:00)				時間外(12:00~15:00)				通常(15:00~18:00)				夜間(18:00以降)											
医療機関の 標榜時間	水・土	診療(9:00~12:00)				休診(12:00~20:00)																			
奨励金の 取扱い	水	通常(9:00~12:00)				時間外(12:00~18:00)								夜間(18:00以降)											
	土	休日(終日)																							
医療機関の 標榜時間	金・日	休診(終日)																							
奨励金の 取扱い	金	時間外(9:00~18:00)																夜間(18:00以降)							
	日	休日(終日)																							
医療機関の 標榜時間	祝日	休診(終日)																							
奨励金の 取扱い	祝日	休日(終日)																							

※祝日に接種を行った場合は、標榜日に関わらず休日扱いとなる。

時間外	医療機関の標榜する診療時間以外の時間
夜間	18時以降(医療機関の診療時間に関わらないため、診療時間が18時以降となっても夜間扱いとなる) 土日祝日(医療機関
休日	の診療日に関わらないため、土日祝日が診療日となっても休日扱いとなる) 上記のいずれにも当てはまらない時間(土日
通常	祝日を除く診療時間内の接種)

※上表に記載がない時間(9時以前及び20時以降)は時間外、夜間、休日のいずれかの取扱いとなる。

※休日には1月2日及び3日、12月29日~31日を含む

※奨励金の接種時間の取扱いは、接種費用の時間外及び休日の接種に対する加算の考え方とは異なるためご留意願います。